

文字に聴く『萬葉集』東歌・防人歌のことば

——創り出された東国方言——

天野 早 紀

一 言語的事実と文獻的事実との不一致

現在我々の目にすることのできる古典文学、これは一体誰の手によって残されたものであろうか。そもそもそれを構成することばの、話し手と書き手とは、果して同一人物なのであろうか。

『萬葉集』の巻十四東歌と巻二十の一部である防人歌とは、歌集であると同時にそのことばの随所に上代東国方言が反映されている点、言語資料としても貴重なものである。そのことばの話し手の大部分が東国地方の農民たちであったことはいまでもない。しかし地方農民にすぎない彼らにしてみれば、当時の書記システム、すなわち漢語という外国語体系の文字を借りて歌を書き記すというシステムは、あまりに複雑であったであ

ろう。それらを紙の上に残した筆録者は、ことばの話し手たる東国人その人たちではなく、文字を扱える中央官人たちであった。

東国人の発したことばの音声^いが、他者としての中央官人の耳による聴取・文字への変換・編集を経て残された『萬葉集』東歌と防人歌、ここにおいて音声言語と書記言語との交渉、そのそれぞれの異なる使い手の交渉、そして何より彼らの異なる母語の交渉という実に三重の交錯を考えると、我々は一つの素朴で且つ重大な疑問に直面せざるを得ない——文獻的事実が即当時の言語的事実を忠実に反映していると、どうしていえるのか。

そもそも現場的にしか知覚できない聴覚情報を全くの異次元である視覚情報に落とし込むこと自体が相当な技術的困難を伴

うし、さらにまた使い手も異なるとなればその対象に見出される言語的価値やその選択基準の相違も生じ得る。ましてや母語という何よりも体系的な差異が前提としてある限り、そこには事実ではないことが含まれている可能性が常にあり続ける。あらゆる面で異なるものたちの関係の中に編まれた『萬葉集』東歌・防人歌という書物の特殊な性質上、「言語的事実と文献的事実との不一致」は避け難いものであった。

しかし、そこには他方で積極的な意義をも与え得る。つまり技術的困難と価値観の相違、またそれらを生じさせる要因たる母語の相違を孕んだその原資料を、異なる時点において客観的に見得る第三者がいたとすれば——必ずしも事実に縛られないことを前提としたそれは、「虚構の世界」という絶好の舞台でもあったのである。編集者、中央官人はその虚構性を意識的に利用して、文字による独自の方言世界を創り出すことを試みた。それは紛れもなく、現在我々がすると同じ、文学的な創作行為であったのである。

二 創作行為の先行解釈とその打開策

——語形と発音の両面から——

文学的創作行為の可能性を見出すに当たって、まずその対象「言語的事実と文献的事実との不一致」をいう根拠と実際の在り方から確認しておきたい。その一つは、言語的事実であるならば本来一様であるべきところに、方言的特徴が現れたり現れ

なかつたりするというものである。またその方言的特徴とは、具体的にはその現象が特に起きやすかつたと考えられる「転訛語形」というものであった。

転訛語形とは、例えば筆録者中央人の母語（＝中央語）では「モ」にあたる音節が、話者の母語（＝東国語）においては「メ」と発音されているように聴こえるという音形の相違、それが語形の相違に及んだものである。当該例でいえば中央語の「オモ（面）」という語が東国語の発音では「オメ」と訛って聴こえ、それが転訛語形という方言的特徴として残されたという次第である。そしてそれが一つの東国語音韻体系下にあるはずの一国内、さらには一首内にまで、現れたり現れなかつたりするのである。

従来の文学的創作行為の解釈は、これを対象になされてきた。すなわちその在り方を、事実として転訛語形を筆録するだけでなくむしろそれを虚構として追加挿入するという人為的な操作によっているとするのである。この方面の先駆者・亀井孝氏は、東歌が東国的特徴を含みながらもそれを写す用字の面で非常に技巧的であることを根拠に、それをなしたのが中央貴族であること、またそうである以上東国的特徴ですら彼らの趣味的なものであった可能性のあることを示した。これを承けて浅見徹氏は、東歌のみならず防人歌にも中央人の関与を積極的に見出し、その双方に等しく虚構を想定する立場を明らかにした。²⁾

但しここには非常に大きな問題がある。すなわち転訛語形の

混在状態の中、虚構としてのそれを、事実としてのそれから区別して取り出すことができないのである。虚構こそが創作行為の解釈の結論であるにも関わらず。これは水島義治氏もまた「東歌や防人歌における数多い方言のどれが観念的俚言であり、どれがほんとうの俚言であるかを識別することが全く不可能なのである⁽³⁾」と批評する通りである。

事実、これはむしろ語学的解釈を、すなわち筆録時の技術的困難を踏まえることで合理的に説明することができるし、また適切でもある。それは、いくら東国方言を忠実に写そうと努めても、時には筆録者中央人の母語が先人見として働いて無意識に補正をかけてしまい、東国方言の反映に失敗してしまうこともあったというものである。日本語学者・屋名池誠氏の「母語以外の方言を筆録する際は、意味が分かる場合は表音に徹しきせず、自分の方言に知らず知らず置きなおして書き取ってしまうのはごく自然なことなのである⁽⁴⁾」との言及の通り、方言を筆録することにはやはり常に技術的困難が前提としてあったのである。これは始めにも示唆した通りである。結果、表記面にはその困難を乗り越え得たあくまで事実としての東国転訛語形とそれに失敗し無意識に中央語原形に引き戻してしまったものが混在することとなった。まさに、転訛語形が現れたり現れなかったりする現象と相成るのである。

では『萬葉集』東歌・防人歌には虚構の創作なるものが全くなかったとするのかと問われれば、決してそうではない。私は、

転訛語形の語学的解釈を取りながら、同時に従来の文学的解釈をも批判継承しその問題点を解決した新たな虚構を想定する。すなわち「転訛語形」の上に認められる現れたり、現れなかったりする現象ではなく、現れた「転訛語形」がさらに上代特殊仮名遣の「発音」の上で東歌・防人歌と二種対照的に現れる現象を、その新たな対象とするのである。観点を二つ据えるのである。

これは筆録時の技術的困難を既に乗り越え得た、事実としての「転訛語形」を対象に、さらにその下位区分に「発音面」の段階を見出してそこに虚構があるとするものである。⁽⁵⁾また東歌・防人歌という対照的な現れは、その双方それぞれに対して一方寄せざる人為的な操作があったのでなくしてはあり得ない。したがってこれは、いわば「語形」としてはすべて事実であり且つ「発音面」では区別をするまでもなく全体が虚構であるという、全く新たな創作の在り方なのである。従来の文学的解釈の問題点は解決された。

そしてここにおいては特に注意したい事実がある。無いところの方言の特徴を挿入する虚構ではなく、在る東国方言そのものにさらに手を加える新たな虚構——それこそ「創作東国方言」と呼ぶべきものではないか。

三 転訛語形とその二つの発音

——形容詞連体形転訛語シケ——

私論の見出す新たな文学的創作行為について、本節ではその扱う対象をより具体的に確認していこう。それは、現れた「転訛語形」がさらに上代特殊仮名遣の「発音」の上で東歌・防人歌と二種対照的に現れる。現象、形容詞連体形転訛語シケである。

これは中央語の形容詞連体形シキが、東国語の発音では訛つて聴こえシケとして筆録された転訛語形であり、またそこにケという上代特殊仮名遣に關わる発音の区別のある音節を有するものであった。

以下に東歌・防人歌におけるシケの全例を挙げ、その様を實際に確認してみよう。なお本文は新編日本古典文学全集⁷⁾に拠り、ケの音節には独自に万葉仮名の字母を付した。

《東歌》

三四一二	上野	上野久路保の嶺ろの葛葉がたかなしけ(家)	兄らにいや離り来も
三四八三	未勘国	昼解けば解けなへ紐の我が背なに相寄ると	かも夜解け易け(家)
三五〇〇	未勘国	紫草は根をかも終ふる人の児のうらがなし	け(家)を寝を終へなくに

《防人歌》

三五一七	未勘国	白雲の絶えにし妹をあぜせると心に乗りて	こは悲しけ(家)
三五三三	未勘国	人の児のかなしけ(家)	しだは浜渚鳥足悩む駒の惜しけくもなし
三五四八	未勘国	鳴る瀬ろにこつの寄すなすいとのかきてかな	しけ(家)背ろに人さへ寄すも
三五五一	未勘国	味鎌の渴に咲く波平瀬にも紐解くものかかなしけ(家)を置きて	悩ましけ(家)人妻かもよ漕ぐ船の忘れはせなないや思ひ増すに
三五五七	未勘国	小菅ろの浦吹く風のおどすすかかなしけ(家)	兄ろを思ひ過ごさむ
三五六四	未勘国	苗代の子水葱が花を衣に摺りなるるまにまにあぜかかなしけ(家)	
三五七六	未勘国		
四三六九	常陸	筑波嶺のさ百合の花の夜床にもかなしけ	(家)妹そ昼もかなしけ(祢)
四三七六	下野	旅行きに行くに知らずて母父に言申さずて	今ぞ悔しけ(氣)
四三八二	下野	布多富我美悪しけ(氣)	人なりあたゆまひ
四三九四	下総	我がする時に防人に差す	大君の命恐み弓のみたさ寝か渡らむ長け
		(氣)この夜を	

四四一四 武蔵 大君の命恐み愛しけ(氣) 真子が手離り島

伝ひ行く

四四一九 武蔵 家ろには葦火焚けども住み良け(氣) を筑

紫に至りて恋しけ思はも

この通り、シケはまずその語形の上では、東歌・防人歌の双方に何らの不自然もなく現れるものである。一方万葉仮名から分かるその発音の上では、果してどうであろうか。驚くべきことには、東歌では十首中全てが甲類を、対して防人歌では六首中五首までが乙類を示すという、見事なまでの二種対照性が見て取れるのである(なお常陸国の一首二例のみ甲類であることは本稿末で言及する)。

『萬葉集』東歌と防人歌とは、およそ同時代同地域の東国方言を写していると考えられる二巻である。それにも関わらず、シケの東歌甲類・防人歌乙類という発音面でのこの対照性は、明らかに一様ではなくそれでいてあまりにも明確すぎる。そこにはやはり区別をするまでもない虚構、双方それぞれに対しての一方寄せなる人為的な操作——在る東国方言そのものにさらに手を加える新たな虚構「創作東国方言」——を、もはや疑わずにはいられない。

なお、先に確認した通り転訛語形とはそもそも東国方言独自の特徴であるから、今回のシケのようにその下位区分に発音の甲乙に関わる音節があつたとしても——これは前述水島氏のい

われるところであるが——それに対して原形中央語の上代特殊仮名遣を基準に、一方の発音を正しいものであると、ましてや他方を違例であると決定することは不適切である⁹⁾。したがって現段階では形容詞連体形転訛語シケの発音には甲乙両形が併存していたと、そしてそれが東歌・防人歌と対照的に配されたのであると捉えておくこととする。

四 「創作東国方言」の実態

——筆録段階と編集段階と——

形容詞連体形転訛語シケには、東歌甲類・防人歌乙類という発音面での双方それぞれに対する一方寄せなる人為的な操作「創作東国方言」が見出せた。ではそれは『萬葉集』編纂段階のいつ・誰によって、いかなる意図を持って、またいかなる価値基準の下になされたものであつたろうか。¹⁰⁾

当該シケの発音面での対照的な現れには、これまでも諸氏が言及してきているが、あくまで事実(の何かしらの反映)としてのみ解釈を試みるものが多い。その中で水島氏は「興味深い」と積極的にそれに着目し言及してはいるものの、先に示した両形併存の立場を徹底するゆえそれ以上の議論はせず、その実態は未だ明かされていない。

私はこの現象を独自に「創作東国方言」の結果として見ることで、具体的な議論へ一歩踏み出したい。すなわちシケが発音面で一様ではなく、しかしそれでいて東歌・防人歌それぞれで

甲乙が明確に揃えられているからには、そこには『萬葉集』編集段階のいずれかの時点の、恣意を持った主体があり、彼によって「正しい発音／違例の発音」を越えた新たな恣意的な性質・価値が見出されていたのであると、そしてそれを明らかにすることで同時にその行為の意図にまで迫っていくことができるのである。

さて本節での議論に先立って、まず確認しておくべきことがある。これまでに示唆してきたシケの発音面での操作は、より具体的には東歌に対しては甲類に一方寄せする…防人歌に対しては乙類に一方寄せするというものであった。つまりそれは東歌・防人歌それぞれのシケ全例全体に亘った操作であったということ、その統一性には、改めて注意しておくべきである。

ではここで『萬葉集』編集段階のいずれかの時点の恣意を持った主体、その実態として、個々の歌の筆録段階の、筆録者中央人たちを仮定してみよう。すると東歌・防人歌それぞれのシケ全例全体に亘った統一的なその操作を可能にするためには、第一にその筆録者全員が発音面の操作をすうら行える程の高い能力を有していたこと、第二にまたその全員が操作目標を共有していたことが必要条件となる。

しかし筆録段階の筆録者中央人たちは、その条件を満たし得ない。彼らがいくらシケという転訛語形の段階ではそれを反映できたとはいえ技術的困難があったことは前提としてやはり動かず、それ以上の操作ができたとは考え難い。また防人歌は筆

録者中央人（部領遣）の身分や名前、また明確なその所在国名や進上の日付等の情報からある程度別個の筆録環境のあったことが窺われるし、ましてやその大半が未勘国で成立事情も定かでない東歌については筆録者中央人たちの関係性はそもそも不明であるから、彼らの間に創作を施すという高度な目標の共有があったとは到底考えられない。直接筆録に関わらない、統括者なる人がいたとすれば或は可能であろうが。

なお東歌の側に限っては、筆録者に一部東国現地人を考える説もある。これは前述屋名池氏の説くところで、^①すなわち東歌の表記面には東国独自の、その中でも一部の国（勘国の中では上野・常陸国）の動詞活用語尾に限った乙類の甲類化という形態音韻変化が反映されているから、その部分に限っては「国府の在庁官人や郡家関係者等の現地居住者」の筆録になったのではないかとするのである。

なるほど、それほどの特定の東国音韻を反映できる東国現地人が筆録したとすれば、その能力の程は疑うまでもないし、ある音節に新たに創作を施すという目標があったとしても、それは自らの母語なのであるからさほど高度なことではなかったであろう。しかし今回扱うシケに限っていえばその一部分に該当するものは三四一二番歌（上野国）の一首のみであって、その他、実に九首全てが未勘国歌であるから、シケに対する操作に限っては東国現地人の関与を考える必要は一先ずなからう。

したがって東歌・防人歌それぞれのシケ全例全体に亘った統

一 的な操作を可能にするためには、その実態として別段階の別人を想定すべきである。それこそが「直接筆録に関わらない、統括者なる人」、すなわち編集段階の編集者中央人である。

事実その操作が編集段階になされたものであったと仮定したとき、先のような問題は生じず、その統一性は驚くほど円滑に達成される。編集段階にいる彼の対象は生の東国語の音声ではなく、既に文字の上に落とし込まれた東国語原資料である。すなわちそこでは音声言語と書記言語、そのそれぞれの異なる使い手、そしてまた彼らの異なる母語の音韻体系の交渉・交錯は既に済んでしまっているゆえ、技術的困難の懸念はもはや存在しない。文字上の操作であるから難易度もそう高くはなかったはずである。そして何より操作目標の共有も、同じく問題とならない。筆録段階ではその対象が現場的にしか知覚できない音声であつたゆえ、ある程度別個の環境を想定せざるを得なかったが、対して編集段階にいる彼の対象、東国語原資料はあくまで文字であつて現場を必要としない。文字は時間と空間を越え、すべて彼の「編集の現在」という一つどころに結集しているのである。

以上のことから、「創作東国方言」をなした『萬葉集』編纂段階のいずれかの時点の恣意を持った主体、その実態は、筆録段階に残された原資料を、別時点すなわち編集段階において、それを客観的に統一に見得た第三者、編集者中央人であつたといえる¹²⁾。

ここまで見てくると、形容詞連体形転訛語シケの東歌甲類・防人歌乙類という二種対照性は、それぞれにおける別個の操作の結果などではなく、それどころか巻を越えての全例全体に亘った統一的な操作であつたこと、つまり編集者中央人が『萬葉集』東歌・防人歌双方の形容詞連体形転訛語シケを参照した上でその双方に創作を施し意図的に二種対照たらしめた、一貫した意図による二分表記であつたのではないかとすら思われてくる。編集者中央人に「彼」一人を想定したのはこのためであつた。『萬葉集』に全体を通覧した最終編者のあつた可能性は、通説の如くである。

五 「創作東国方言」の実態 ——編集段階における意図及びその価値基準——

本節ではいよいよ、編集者中央人による「創作東国方言」の操作が、いかなる意図を持って、またいかなる価値基準の下になされたものであつたのか、その本質面にまで迫っていかう。これを明らかにすることで、先に示した「東歌・防人歌双方の形容詞連体形転訛語シケを参照した上でその双方に創作を施し意図的に二種対照たらしめた、一貫した意図による二分表記」であつた可能性が、より一層確実なものとなる。私論の扱ってきたその対象は、それ程までに、場・主体、またさらに意図・価値基準をも含めたすべてが連関する見事な構造性を示しているのである。

なお発音の甲乙の価値基準については、それが方言独自の転訛語形の下位区分的性質であるゆえ決定不可能の両形併存を前提としていたことを、ここで再確認されたい（第三節参照）¹³⁾。

ではまず東歌から、その甲類一方寄せにおける意図及び価値基準を考察していこう。これまでに東歌の側のシケは実に九首が未勘国歌でありその筆録者はやはり技術的困難を前提とした中央人であったこと、また上野国三四一二番歌の一首のみその筆録に東国現地人の関わった可能性もあることを示した。

このような原資料の様を、恣意的な操作を施さんとした編集段階における編集者中央人の意識の下、具体的に捉えてみよう。すなわち未勘国歌九首についてはそれを自由になし得る「虚構の世界」であった。一方で上野国の一首に限っては、東国現地人の首韻意識に基づくゆえ現実的なものとも認められ兼ねない不自由の残るものであった。これを踏まえると、東歌の側の甲類一方寄せの意図は、上野国三四一二番歌の甲類に矛盾しないための、あくまで保守的なものであったと考えられる。

ではそこに見出されていた価値はどうであろうか。甲類一方寄せの操作が保守的な意識によるものであったとしても、そこにはわざわざそうするだけの価値が、すなわち中央人である彼の感覚に基づいた価値が意識されていたに違いない。ここで中央人の感覚とは、シケが既に東国独自の語形となっているといえ、それをあくまで文字上、彼の母語たる原形中央語形容詞との関係において感じ取るものである。中央語の形容詞の活用

語尾とそれぞれの発音は、次の通りである。

未然	連用	終止	連体	已然	命令
(シ)ケ _甲	(シ)ク	シ	(シ)キ _甲	(シ)ケ _甲	○
(シ)カラ	(シ)カリ	○	(シ)カル	(シ)ケ _甲 レ (シ)カレ	(シ)カレ

このように中央語の形容詞は、連体形はもちろん未然形・已然形をも含め上代特殊仮名遣に関わる音節のすべてが甲類の発音であることが分かる。したがって東歌の側における甲類一方寄せには、その編集者たる彼の、中央人としての感覚から、原形としての中央語に近い発音、という価値を見出されていたと考えられる。

以上を総合すると、東歌におけるシケの甲類一方寄せは、必要以上に事実と矛盾しないという保守的な意図の反映であり、且つその性質も「中央的な発音」というものであるから、その機能も東国独自の転訛語形シケの、その方言性を緩和するくらいのものであったと考えられる。但し後に詳述するが、消極的とはいえこれは必要十分その役目を果たしたものであった。

次に防人歌の、その乙類一方寄せにおける意図及び価値基準を考察していこう。先に見た通り防人歌の筆録には、東歌のそれに対して東国現地人の関与の可能性は考えられなかった。恣意的な操作を施さんとした編集者中央人にとって防人歌は、遠慮の必要のない、これ以上ない「虚構の世界」であったことで

あろう。

現にその操作意図は、東歌に比して積極的なものであったことが窺われる。つまり東歌の側の操作は唯一例現実的と認められ兼ねないそれに遠慮しての、あくまで保守的なものとしての甲類寄せであったが、防人歌における乙類という現れは、それに対するものなのである。すなわち防人歌におけるシケの乙類一方寄せは、現実的可能性に真っ向から反する、非現実的なものに強いて寄せるという挑戦的なものであり、それゆえより積極的なものであったと考えられるのである。

操作意図がそのような積極的なものであったとすると、シケの乙類に見出されていた価値もより一層重要なものであったろうことはいうまでもない。編集者たる中央人の感覚から、原形としての中央語に近い発音¹⁹、という価値を見出されていた甲類、それに対するところの乙類は、編集者たる中央人にとって「はむしろ耳（目）馴染みのない非中央的なもの、すなわち東国独自の転訛語形シケの発音のうち、乙類こそがより方言的で『東国的な発音』という価値を見出されていたと考えられるのである」。

以上を総合すると、防人歌におけるシケの乙類一方寄せは、非現実的なものにあえて寄せるという非常に挑戦的な、それゆえ積極的な意義を見出すことのできる重要な操作の反映であった。そしてその性質は非中央的で、『東国的な発音』というものであるから、その機能は、東国独自語形にさらに東国性を付加

し強調するもの、すなわち現実以上の東国方言としてその姿を創り出し魅せ上げるといったものであったのではないか。

本節では形容詞連体形転訛語シケにおける「創作東国方言」の操作の実態、そのうち特に意図及び価値基準について東歌・防人歌とそれぞれ別個に明らかにしてきたが、ここに至って、それらは見事に連関するものであったことがより一層実感させられる。

東歌の甲類一方寄せは、それが消極的なものでこそあれ、一様に寄せられているからには、『中央的な発音』が結果として強調されていた。防人歌の乙類一方寄せは、挑戦的且つ積極的に、『東国的な発音』が全面に強調されていた。このように双方を参照するとき、それらは「一貫した意図による二分表記」として自ずから帰納される。すなわち「創作東国方言」東歌甲類・防人歌乙類は、前者を対比強調の手段として中央的に寄せ、それによって、積極的になされるべき主たる目的である後者の東国的な性質をより効果的に強調し、現実以上の東国方言を創り出し魅せ上げるものであったのである。いわば役割分担をし、その双方が揃ってこそ、「創作東国方言」は完全なかたちで達成され得た。場・主体に始まりその意図・価値基準まで、すべての要素が連関した、なされるべくしてなされた操作であったのである。

ところでここまでの高度な操作を施し得た編集者中央人とは、果して何者であったのか。東歌・防人歌の双方の参照が可能で

あり、且つやまと歌、またことばそのものの感覚に秀でた文学的素養をも併せ持つ人物、それは大伴家持であつたに違いない。彼は防人歌収集に公的に携わり各国の部領遣らからその原資料を進上された上官、兵部少輔であり、且つ『萬葉集』最終編者と目される中央人その人であつた。

六 形容詞連体形転訛語シケにおける

「創作東国方言」の必然性

東歌と防人歌との共通・頻出語彙として――

これまで形容詞連体形転訛語シケにおける「創作東国方言」の実態を、場・主体・意図・価値基準の面から明らかにし、またその操作が、それら要素すべての連関する「一貫した意図による二分表記」として、なされるべくしてなされたものであつたことを確認してきた。これはいわばその性質的構造性から、シケにおける恣意的操作の必然性を証明するものであつた。

ここでは、その必然性を数の上からも傍証してみよう。すなわち操作を施すのにふさわしい外形的条件を満たすものは、形容詞連体形転訛語シケが唯一例であつたのである。

「創作東国方言」たるにふさわしい語の外形的条件とは、第一にはそれが転訛語形であり且つ甲乙に関わる音節を有することである。語形面と発音面との二面からの条件は、従来の文学的解釈の問題点を解決した新たな虚構を想定するという私論の姿勢上、その対象としての大前提である。

第二には、その条件を満たすものが東歌と防人歌との双方に共通すること、またこれと関連して第三にはその双方において比較対照するに足る十分な用例数を示すことである。第二と第三の条件は、その対象の具体的な在り方についての条件、特に、区別をするまでもない虚構であるといえるための対照性、これを示すための条件であるから、より重要である。

では以上三点の外形的条件を、実際の東歌と防人歌とに照らしてみよう。まず第一・第二の条件について、これを満たすところまでは一定数その該当例が存在した。すなわち甲乙に関わる音節を有する転訛語形であり、さらにそれが東歌と防人歌と双方に共通するものである。具体的には「表」に一覧した通り、私論の対象シケ（シキ）と、その他にト（係助詞ソ）ガヘ（係助詞カハ）・ノ（完了ヌル）・ノス（接尾語ナス）・コ（カ行四段連体形ク）を加えた六異語であり、ここまでは「創作東国方言」はまだその施されるところに複数選択肢を残していたといえる。

しかし第三の条件に至っては、シケの他の五異語は全てがその候補から除外される。実際の用例数を見てみると「東歌…防人歌」、ト「2・2」・ガヘ「3・1」^⑬・ノ「3・1」・ノス「7・1」・コ「2・1」となり、このように、たとえ双方に共通しても東歌と防人歌とで数に差があるか、均等ではあつても対照的であるとするにはなおその母集団があまりにも小さすぎるという状況である。

【表】甲乙に関わる音節を有する転訛語形（東歌と防人歌とに共通するもの）

(A) 甲・乙に関係のある音節が訛り、それがやはり甲・乙の音節になっているもの

転訛語形	中央語形	東歌(用例/数)		防人歌(用例/数)		備考
シケ	シキ (形容詞連体形)	3412甲 3483甲 3500甲 3517甲 3533甲 3548甲 3551甲 3557甲 3564甲 3576甲	10	4382乙 4414乙 4369甲 4369甲 4376乙 4419乙 4394乙	7	
ト	ソ (係助詞)	3409乙 3561乙	2	4385乙 4430乙	2	※4385解釈定まらず (転訛語形／格助詞)

(B) 本来は甲・乙に関係のない音節が、訛ったために関係の生じたもの

転訛語形	中央語形	東歌(用例/数)		防人歌(用例/数)		備考
ガヘ	カハ (係助詞)	3420乙 3479乙 3502乙	3	4429甲	1	
ノ	ヌル (完了助動詞)	3395甲 3480甲 3527甲	3	4403甲	1	※但し3395のみ異同あり（西本願寺本に「努」、元暦校本に「怒」） ※異同に関わらず「努」「怒」はヌ・ノ諸説あるが、ここでは積極的に全例ノと訓んでこの少数である ※4401を含める説もあるが、西本願寺本「奴」とあるによれば不適か
ノス	ナス (接尾語)	3413乙 3424乙 3514乙 3525乙 3541乙 3552乙 3561乙	7	4415乙	1	
コ	ク (カ行四段連体形)	3431甲 3541甲	2	4385甲	1	※但し3541はゴと訓む説もある

※転訛語形の該当例は水島氏前掲書（注（9）参照）に拠り、その中から独自に東歌と防人歌との共通要素を抽出した。なおヌ・ノ両用仮名「努」「怒」の訓みの立場による揺れの可能性を踏まえても、管見では該当例・用例数ともにこれで最大限である（備考欄参照）。

※転訛の過程による分類項目について氏は（B）と区別し「訛ったところが甲・乙に関係が生じたのではなく、一語内に甲・乙に関係ある音節を含んでいる」（C）をも立項しているが、私論条件に該当するものなし。

※（B）（C）については中央語原形が甲乙に関わらないゆえ、シケのようにそれぞれの価値基準等の推測まではできない。

ここにおいて、残された候補はシケが唯一である。いまさら確認するまでもないであろうが、シケは形容詞連体形の転訛語形であり且つ「ケ」という発音の甲乙に関わる音節を有して、東歌と防人歌との双方に共通して在った。そしてその用例数は「10・7」と、既に除外された候補に比してその母集団の安定性は判然としている。形容詞連体形転訛語シケは、対象としての大前提のみならず、区別をするまでもない虚構、「一貫した意図による二分表記」となるために特に重要である具体的な方について条件をも満たすものとして、すなわち東歌と防人歌との共通・類出語彙として、唯一在ったのである。

場・主体・意図・価値基準のすべての連関に見る性質的構造性のみならず、外形的条件に見る数の上からも、形容詞連体形転訛語シケにおける「創作東国方言」がなされるべくしてなされた必然的なものであったことは、やはり疑えないのである。

七 総括と今後の課題

以上本稿では「言語的事実と文献的事実との不一致」についてそこに確実な「創作東国方言」を見出すために、独自に二つの観点を据えた新たな対象、すなわち現れた「転訛語形」がさらに上代特殊仮名遣の「発音」の上で東歌甲類・防人歌乙類と二種対照的に現れる現象、形容詞連体形転訛語シケを扱ってきた。それは前者を対比強調の手段として中央的に寄せ、それによって、積極的になされるべき主たる目的である後者の東国的

な性質をより効果的に強調し、現実以上の東国方言を創り出し魅せ上げる、一貫した意図による二分表記であり、まさに文学的創作行為であった。

なお「創作東国方言」を見出したことで、さらなる議論の可能性も拓かれることとなった。第一に家持にとって防人歌とは何であったか、なぜそこに東国的性質を強調したのか。これを解くには、東歌になく防人歌にはある性質、律令制下の「天皇」の軍団であるということが、重要な手掛かりとなってくるであろう。第二にその操作の統一性は『萬葉集』全体の成立論といかに関わるか。例えば一貫した意図に帰納された東歌・防人歌編集段階にも、さらにそれぞれの進度や相互関係の問題を提起することも可能となるのである。以上については今後の課題としたい。

最後に、防人歌の常陸国の一首二例のみ甲類を示していたことも言及しておこう。この現れは、「常陸国」が東国諸国中でも特に「親中央性」の強い土地でありその意識が編集者中央人にもあったゆえに、東国的な発音が全面に強調されるべき防人歌中にあっても、常陸国のみ「中央的な発音」甲類とされたものではないか。

「親中央性」について現段階では、「常陸国」が神郡、また羅歌と国見との共通の場である筑波山の所在地であることが、その重要な要素となってくると考えている。これを明らかにするために地史や民俗学といった広範な分野の議論が必要となる

ため、別稿を期すこととする。

いずれにせよ、『萬葉集』東歌防人歌が音声言語と書記言語、東国人と中央人、事実と虚構、また現実世界と文学世界といったあらゆる面で異なるものたちの多様な関係の中に多様な魅力をもつて生まれたものであることに、現代の我々は心を動かされ続けるのである。

注

- (1) 亀井孝「方言文学としての東歌・その言語的背景」『亀井孝論文集2 日本語系統論のみち』吉川弘文館、一九九二年。
- (2) 浅見徹「古代の東国俚言―東歌・防人歌の解釈の方法に関する問題―」『万葉』四十号（一九六一・七）。
- (3) 水島義治「東国のことば」上代文学会編『万葉夏季大学 第15集 万葉の東国』笠間書院、一九八八年。
- (4) 屋名池誠「奈良時代東国方言の音韻体系と防人歌の筆録者」月本雅幸・藤井俊博・肥爪周二編『古典語研究の焦点 武蔵野書院創立90周年記念論集』武蔵野書院、二〇一〇年。
- (5) いくら問題を乗り越えた先とはいえ、前提として技術的困難があったことには相違ないから、それ以上に虚構を施すなどという操作ができたとは現状やはり考え難いかもしれない。しかし筆録段階を越えさらにそこに編集段階を見出すことで、その操作は十分可能であったといえるのである。この点は第四節で詳述する。
- (6) シク活用形容詞の「シ」は厳密には活用に関わらない。したがっ

てここではク活用をも含め同等に扱うこととする。

- (7) 小島憲之・木下正俊・東野治之 校注・訳『新編日本古典文学全集8 萬葉集③』小学館、一九九五年、小島憲之・木下正俊・東野治之 校注・訳『新編日本古典文学全集9 萬葉集④』小学館、一九九六年。
- (8) 東歌と防人歌との二巻について、その聴取・筆録方針等の違いから自然に生じる表記面の差異もあったとする説もある。詳細は本稿の論旨からは外れるため省略するが、形容詞連体形転訛語シケは、その可能性を踏まえてもおおざらであり続けること、それゆえやはり人為を疑うべきものであることは、ここで断っておこう。これはやはり、筆録段階の語学的解釈に留まらず、編集段階を見出すべきことの証明である。
- (9) 水島義治『萬葉集防人歌の国語学的研究』笠間書院、二〇〇五年。
- (10) 本稿は青山学院大学日本文学会春季大会における口頭発表を基にしているが（「付記」参照）、創作東国方言の実態について複数の編纂段階を考慮しての「いつ」という観点は、その発表を経て新たに加えたものである。したがって行き着く結論に大きな相違はないが、これ以後の論の構成については当時からは大きく改めることとなった。
- (11) 屋名池誠「上代東国方言の形態変化と東歌の筆録者」慶應義塾大学藝文学会編『藝文研究 (No100)』二〇一一年。
- (12) 東歌についてはその用字面に音義兼用の万葉仮名や正訓をも含

むこと、また防人歌についてもその収集が律令国家事業の一部であったことから、それら編集段階の編集者が中央人であることはまず間違いない。

(13) なお音声学的な、甲乙の実際の音価については、上代母音が *i, u, eo, o* の六つであり、イ・エ列音節の甲乙二種はあくまで子音の「口蓋／非口蓋」の差異に吸収されるとする服部四郎氏（『上代日本語の母音素は6つであつて8つではない』『言語』九十四号（一九七九・一二））——それを継承しつつ五母音とする松本克己氏もある——、また上代母音は *a, i, u, eo, o* の八つであり、甲乙二種は母音の「前舌／中舌」の差異によるとする大野晋氏（『上代日本語の母音体系について』『言語』五十三号（一九七六・八））との二派が主流となっている。しかし音価推定の権威の一人、有坂秀世氏（『上代音韻攷』三省堂、一九五五年）の示唆した、万葉仮名の字音には、本来の中国語原音のままではなく、倭化されてしまったものが混在しているという資料上の限界をも踏まえ、両者の論は未だそれを解決しきれてはおらず、不十分な点がある。森博達氏（森博達『古代の音韻と日本書紀の成立』大修館書店、一九九一年）は「万葉仮名倭音依拠説」と呼んでこれを特に重視し、中国語原音に基づいたものを抽出することでその限界を克服（氏のいうα群万葉仮名）、より厳密な音価推定を達成した。詳細な議論は省略するが、氏によればその立場は先に挙げた後者に近く、すなわち甲乙の音価の差異は母音の側の「前舌／非前舌」にあったという。したがって、倭音依拠説をも踏まえた森氏の論を重要

な補強とすることで、本稿では八母音説に基づいた後者の説を採用することとする。

(14) なお前注で触れた八母音説に基づく大野氏の言及によれば、中央における乙類母音は既にあった母音の複合によつて後発したものであるのに対し（大野晋「音韻の変遷（一）」『岩波講座 日本語 5 音韻』岩波書店、一九七七年）、東国におけるそれはより古くから存在していたという（岩波旧大系の『萬葉集四』防人歌四三三七・四三六五・四四一九等の頭注）。これは現代にも東北地方で乙類に近い発音が方言的特徴として残存していることを根拠としている。このことは、シケにおいて乙類を「東国的」とすること、現実の音声面からの一つの補強となつてくれるであらう。

(15) 大伴家持が東歌をも参照して防人歌収集に臨んだ可能性は、語学的解釈をなす屋名池氏も提言するところであり、私論もそこに連なることのできるものである。但し屋名池（二〇一〇）では「家持作の擬防人歌（4388→4400、4408→4412）」には中央方言との音韻的なズレが見られないのに、防人歌には隣国と連続する方言的特徴がそのまま残っていることから見て、上進後に家持が防人歌に手を入れたということとはほとんど考えられない」としている。しかしそれら「擬防人歌」はあくまで中央家持が自ら作歌し記したものであるから、「防人歌に手を入れた」、すなわち東国人の発話を中央人が聴取・筆録した原資料にさらに手を入れたという行為と同列に扱うことはできないであらう。

(16) ガへ（係助詞カハ）は東歌乙類…防人歌甲類という対照性を示

す点興味深いが、その「3・1」という用例の少なさをゆえ対照的であるとは断定できない。

〔付記〕 本稿は青山学院大学日本文学会春季大会での口頭発表「文字に聴く『萬葉集』防人歌のことは——創り出された東国方言——」（平成三十年六月九日、青山学院大学）を踏まえ改めたものである。

〔謝辞〕 大会で御質問頂いた青山学院大学日本文学会員及び御来場の皆様、また発表後にも御指導頂いた本学教授（日本語学）近藤泰弘先生、本学教授（日本文学）小松靖彦先生に心より御礼申し上げます。

（あまの・さき／本学大学院博士前期課程）